

【秋田市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金】 申請受付要項

秋田県緊急事態措置等による要請に応じて、施設の休業又は営業時間の短縮に全面的に協力した本市の中小企業者等に対して、県の協力金に上乘せする形で、秋田市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を交付します。

【交付対象者】

本協力金の交付要件は、次のいずれにも該当する方とします。

- (1) 本市に事業所を有していること。
- (2) 秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給を受けていること。

【交付額】

1事業者当たり20万円とする。ただし、休業等に協力した施設を本市に2箇所以上有する事業者は40万円とする。

【申請書類】

- 1 秋田市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付申請書（様式第1号）
⇒次の場所で、申請書を入手することができます。
 - ・ 秋田市公式サイトにて「ページ（広報ID）番号：1025106」からダウンロード
※トップページの「広報ID検索」欄へ上記番号を入力
 - ・ 秋田市役所本庁舎1階総合案内、各市民サービスセンター（東部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター別館を除く）、駅東サービスセンター
- 2 秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給を受けたことを確認することができる資料の写し（秋田県「申請書受理のお知らせ」の写し、および県の協力金が支払われたことが確認できる通帳の写し）
- 3 振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し（カナ口座名義が分かる通帳表紙の裏面やキャッシュカードの写し）
※振込先口座は本人名義の口座に限ります。（法人の場合は当該法人の口座）
- 4 申請者が個人の場合は、本人確認書類の写し
（例：運転免許証、パスポート、保険証等のいずれか一つ）

【受付期間】

令和2年5月18日（月）から令和2年7月31日（金）まで

【受付方法】

原則として電子申請および郵送によりご提出ください。

○電子申請の場合

5月18日（月）から秋田市電子申請・届出サービスで受付を開始します。

秋田市公式サイトにて「ページ（広報ID）番号：1025106」へアクセスし、「電子申請届出サービス：秋田市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（外部リンク）」をクリックし、電子申請の手続きにお進みください。

○郵送の場合

申請書類を封入のうえ、以下に送付ください。

※令和2年7月31日（金）の消印有効です。

<宛先> 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

新型コロナウイルス対策室 感染拡大防止協力金受付

※封筒に差出人の住所および氏名を記載し、「秋田市感染拡大防止協力金申請書類在中」と明記してください。

郵送および電子申請が困難であれば、例外的に持参による申請を受付いたします。

○持参方法

申請書類を以下の場所に設置した専用ボックスに投函することで提出できます。

- ・市役所本庁舎（2階会議室2-B前）
- ・各市民サービスセンター（東部市民サービスセンター、南部市民サービスセンター別館を除く）
- ・駅東サービスセンター

受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）です。
令和2年7月31日（金）の午後5時15分までに投函してください。

※封筒に差出人の住所および氏名を記載し、「秋田市感染拡大防止協力金申請書類在中」と明記してください。

なお、感染拡大防止の観点から、申請書の記載方法等についての相談は窓口では受け付けておりませんので、相談は下記コールセンターまでお問い合わせください。

【その他】

- 1 本協力金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本協力金の交付を取り消すことがあります。この場合、申請者は、既に交付された協力金を速やかに返還しなければなりません。
- 2 本協力金の交付前又は交付後にかかわらず、市長が必要があると認めるときは、交付対象者に対し、報告又は休業等に協力した本市の施設への立入検査を求めることがあります。

【お問い合わせ先】

ご不明な点は、こちらにお問い合わせください。

秋田市緊急経済対策コールセンター

電話番号：018-803-6861

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
（土・日・祝日を除く）